

蕨市の勤務条件のあらまし

<給与> 以下の内容は、令和7年2月20日時点のものであり、給与改定等により採用時までに変更になることがあります。

1 初任給

職 種		学 歴	給 料 月 額 (円) (地域手当含む)
行 政 職	技 術 職	大 卒	248,600
		短 卒	231,311
		高 卒	213,231

※経歴に応じ本市所定の経歴加算あり

※昇給は、原則として毎年1回行われます。

2 扶養手当

対 象 者	月 額 (円)
配偶者	6,500
子	10,000
その他の扶養親族（父母等）	6,500
15歳から22歳までの子に対する加算額	5,000

3 住居手当

区 分		手 当 月 額 (円)
借家・借間・同居者の持ち家居住者	家賃月額27,000円以下	家賃－16,000
	家賃月額27,000円超	$(家賃 - 27,000) \times 1 / 2 + 11,000$
持家者（自ら所有する住宅（共有含む）に居住する場合に限る。）		3,000

※計算後の手当月額が28,000円を超えるときは28,000円となります。

4 期末・勤勉手当

基準日に在職している職員に支給する手当

6月＝2.30月分 支給日 6月30日

12月＝2.30月分 支給日 12月10日

5 その他の手当

上記のほかに、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当等があります。

<勤務時間・休暇>

6 勤務時間

原則として、平日7時間45分、土曜日と日曜日はお休みです。

7 年次休暇

初年度（7月採用の場合）17日、2年目以降年度ごとに20日付与される有給の休暇です。
繰越限度は20日までです。

8 夏季休暇

年次休暇とは別に7月から10月までの期間中に一定日数付与されます。（令和6年度実績7日）

9 特別休暇

結婚、出産、育児、忌引などの事由に対して付与される有給の休暇です。日数は事由によって異なります。

10 その他の休暇

上記のほかに、病気休暇、介護休暇などがあります。

<福利厚生>

11 互助会制度

出産祝金、入学及び卒業祝金、結婚祝金、25年勤続祝金、永年勤続祝金、傷病見舞金、災害見舞金、特別給付金などの給付事業、保養宿泊施設の開設などの厚生事業を行う制度です。

12 共済制度

- ・ 短期給付事業 病気、ケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して給付を行う（民間の健康保険に相当）。
- ・ 長期給付事業 退職、障害により働けなくなったときに組合員の生活を保障するための給付を行う（年金に相当）。
- ・ 福祉事業 人間ドック補助、保養所の開設、各種スポーツ大会の開催などを行う。

13 その他の厚生

将棋などの文化部、サッカー、スキー、ゴルフ、剣道などの体育クラブ、職員親善スポーツ大会などがあります。

<参 考> 過去3年間の受験状況

職種 \ 実施年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
技術職（土木）	1	0	4	1	0	0
技術職（建築）	募集なし		募集なし		3	3

※各職種の人数は、一次試験免除枠を含んだ人数で、網掛けした部分は、同一年度を実施した2回の試験の合計人数です。